



一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会 会報

ぎ ふ 環 境 保 全

• 発行 •
平成27年
10月15日

VOL.
104

【行政ニュース】

◆「1,4-ジオキサンの暫定排水基準の

改正について」

岐阜県環境生活部環境管理課



行政ニュース	「1,4-ジオキサンの暫定排水基準の改正について」	岐阜県環境生活部環境管理課 ... 2
地域だより～岐阜県・現地機関ニュース～		
	「恵那地域の県立自然公園」	岐阜県恵那県事務所環境課 ... 4
シリーズ わがまちの環境保全と対策		
	「豊かな自然と調和する共生のまち」を目指して	各務原市長 浅野健司 ... 6
協会だより		
	〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉	
	理事会の開催	7
	委員会の開催	8
	研修指導委員会の活動	8
	適正処理委員会の活動	9
	青年部会の動向	9
	〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉	
	第1回マニフェスト推進委員会	9
	全国正会員事務局責任者会議	9
	〈中部地域協議会〉	
	平成27年度第1回会長・理事長会議	9
	平成27年度第1回全体会議	10
	環境大臣表敬訪問	10
	〈その他〉	
	産業廃棄物処理関係講習会の開催	10
	特別管理産業廃棄物管理責任者講習会	
	更新許可講習会 [収集運搬]	
	新規許可講習会 [収集運搬]	
	〈会員数の状況〉	10
お知らせ	協会のホームページで優良認定取得会員を紹介	11
	許可の有効期限にご注意	12
	会費の納入は便利な口座振替で	13
	協会報への広告掲載募集	14
	電子マニフェストシステムの加入申込み・岐阜県内の加入状況	15
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について	16
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書	17
	保全協 News について	18
	事務局からのお願い	18
編集後記	19
表紙写真 「木曾川暮色」(美濃加茂市) フォト飛水 早川良平		

1,4-ジオキサンの暫定排水基準の改正について

岐阜県環境生活部環境管理課

今般、「排水基準を定める省令」が平成27年5月1日に改正され、同年5月25日から施行されました。この改正では、平成24年の水質汚濁防止法改正に伴い規制項目に追加された、1,4-ジオキサンの暫定排水基準の見直しが行われました。

◆水質汚濁防止法に基づく排水基準について

水質汚濁防止法では、水質汚濁防止法施行令別表第一に定める施設を設置している事業場(特定事業場)から公共用水域に排出される水の汚染状態について、排水基準を定めています。排水基準には、pHやBOD等の生活環境項目が15項目、いわゆる有害物質と呼ばれるカドミウム等の健康項目が28項目規定されています。

このうち、健康項目28項目については、全ての特定事業場について排水基準が適用され、事業場内で有害物質を使用している等、排水に含まれるおそれがある場合は、基準を遵守した上で排出する必要があります。

このうち、1,4-ジオキサンは、平成24年の水質汚濁防止法改正により、健康項目に新たに加えられた物質の一つであり、一般排水基準(0.5mg/L)も併せて規定されました。

◆1,4-ジオキサンとは

常温で無色の液体であり、水に任意の割合で混合し、加水分解性や生物濃縮はありません。土壌分配係数が小さいため、土壌に放出された場合には地下水まで到達すると考えられています。

1,4-ジオキサンによる人の健康影響としては、眼、鼻、咽頭に刺激性がみられ、さらに急性中毒として脳、肝臓、腎臓の障害がみられています。

化学工業、医薬品製造業、繊維工業や一般機械器具製造業で用いられており、主として有機合成反応溶剤として使用されています。製造・輸入量は近年総じて増加傾向にあるといえ、平成19年の生産量は4,500 tでした。また、平成21年度のP R T R制度による公共用水域への届出排出量は69,429kg/年でした。

◆1,4-ジオキサンの暫定排水基準について

1,4-ジオキサンの処理については、オゾン処理や逆浸透膜に一定の効果があることが確認されていますが、通常の排水処理(活性汚泥法等)では処理が困難な物質であるとされています。したがって、原材料の代替や副生成の抑制等の対応・検討に時間がかかることや合理的な処理技術の開発が課題としてあるために、排水基準を直ちに達成させることが技術的に困難な一部の業種(下表の業種)に係る工場・事業場に対しては、経過措置として、暫定排水基準が設定されました(適

用期限は1業種を除き平成27年5月24日まで)

業種	排水基準値		
	～平成26年5月24日	～平成27年5月24日	平成27年5月25日～
感光性樹脂 製造業	200mg/L		0.5mg/L (一般排水基準)
エチレン オキサイド 製造業	10mg/L		6 mg/L (適用期限：平成30年 5月24日)
エチレン グリコール 製造業	10mg/L		6 mg/L (適用期限：平成30年 5月24日)
ポリエチレン テレフタレート 製造業	2 mg/L	0.5mg/L (一般排水基準)	
下水道業 [※]	25mg/L		0.5mg/L (一般排水基準)

※ 感光性樹脂製造業に属する特定事業場(下水道法(昭和33年法律第79号)第12条の2第1項に規定する特定事業場をいう。)から排出される水を受け入れているものであって、一定の条件に該当するものに限る。

今回の改正では、暫定排水基準の適用期限を迎えた4業種のうち、2業種について基準値を強化した上で、平成30年5月24日まで更に3年間、暫定排水基準の適用期間が延長されました。

恵那地域の県立自然公園

岐阜県恵那県事務所環境課

自然に恵まれている岐阜県は、古くから「飛山濃水」の地と呼ばれ、海拔0mの平野から3kmを超える山脈まで標高の差が激しく、この複雑な地形や、地域によって異なる気候の影響を受けて、様々な種類の動物や植物が生息しています。このことから、2つの国立公園、2つの国立公園が指定されているほか、県立自然公園として15地域約12万2千haが指定されています。

当県事務所が所管する恵那地域(中津川市・恵那市)には、県内で最も早く指定(昭和29年)された両市にまたがる2つの公園「恵那峡(えなきょう)県立自然公園」と「胞山(えなさん)県立自然公園」、そして「裏木曾(うらきそ)県立自然公園」がございます。今号では、清流の国ぎふを象徴する3つの県立自然公園の魅力を紹介させていただきます。

恵那峡県立自然公園

「恵那峡」は、大正9年、世界的に有名な地理学者の志賀重昂氏によって命名されたもので、その後、多くの文人、文化人に愛される場所となり、公園内には記念碑も残されています。

湖岸のさざなみ公園には園内を周遊する散策路があり、湖面を背景に桜、藤、ヤマツツジと四季折々の自然が楽しめます。また、乗船場からは溪谷を巡る遊覧船が発着し、木曾川に迫る自然の断崖絶壁、屹立する奇岩、峡湖周辺の山林とともに、清澄な湖水の醸し出す格調の高い自然景観を楽しむことができます。



【桜が咲き誇り春爛漫の恵那峡】

胞山(えなさん)県立自然公園

標高2,190mの恵那山(胞山)を中心とした富士見台、根の上の恵那三山では、亜高山樹林や灌木、チシマザサに覆われた山岳景観高原と湖が一体となった自然景観を楽しむことができます。

東北部には富士見台高原、西部には保古の湖、根の上高原と、山岳、高原、湖での登山、ハイキング、キャンプなど多岐にわたる利用拠点となっています。特に、根の上湖と保古の湖の2つの湖を中心とした標高900m前後の高原エリアでは、キャンプ、釣り、マレットゴルフなどのほか、散策道なども整備されており、シデコブシやゴヨウツツジといった希少な植物をみることができます。



【初秋の富士見台高原】

裏木曽県立自然公園

古くから木曽ヒノキを主として、サワラ、コウヤマキ、アスナロ、ネズコなど優良木が多く、よく保存されてきた地域で、いわゆる木曽五木の森林美と、それら美林を縫って流れる渓谷には、幾つかの滝があり、水清く、山水画を思わせる日本的な景観となっています。

なかでも、不動滝・観音滝などの雄大な景観美がすばらしい中津川市付知町にある付知峡は、「森林浴の森日本100選」「岐阜県の名水50選」に選定されており、奇岩が重なりあって大渓谷をつくる不動渓谷では、その渓谷美に圧倒されます。春から秋にかけてハイキング、夏はキャンプや釣りを多くの方が楽しんでいます。



【不動渓谷の観音滝】

県では、これらの自然公園について、保護の確保と利用の促進の2つの観点から、保護すべきエリア、施設の整備を行って利用を促進するエリアなどに区分して、全体的に調和の取れた姿を計画的に整えるよう努めています。

参考文献等 岐阜県ホームページ、岐阜県の自然公園の概要、恵那市地域情報サイト、恵那市観光協会ホームページ、岐阜県観光連盟サイト

わがまちの環境保全と対策



「豊かな自然と調和する共生のまち」を目指して

各務原市長 浅野 健 司

一般社団法人岐阜県産業環境保全協会におかれましては、日頃から廃棄物の適正処理をはじめとする環境行政に対して格別のご尽力を賜り厚くお礼申し上げます。

本市は、濃尾平野の北部、岐阜県の南部に位置し、東西に流れる木曾川を境として愛知県と接しています。平成16年11月には、羽島郡川島町との合併により、面積87.77km²、人口約15万人のまちとなりました。

市域の南部には、大河木曾川が、北部には標高200m～300mの美しい山並みが、東部にはホテルが飛び交う大安寺川、西部には桜並木の名所新境川が流れ、中央部には各務原台地が広がり、生活と自然が調和した良好な環境に恵まれたまちです。

本市では、今年度から市民の皆様がしあわせを実感でき、将来の各務原市を担う子どもたちが確かな夢をもつことできるまちづくりを推進するため、平成36年度を目標年度に「笑顔があふれる元気なまち～しあわせ実感かかみがはら～」を将来都市像とした「各務原市総合計画」がスタートし、目標達成に向け全力で事業に取り組んでおります。

この計画では、基本目標の1つとして「豊かな自然と調和する共生のまち」を掲げ、現在、生活を営む私たちだけではなく、本市の恵まれた自然環境を後世に伝えるため、森林環境・水環境や多様な生物の保全に努め、人と自然が共生できるまちづくりをすすめております。

地球温暖化をはじめとする環境問題は、この地球に住むすべての人に関わる問題です。ごみの減量化・再資源化や省資源・省エネルギーを推進することにより環境負荷の低い低炭素社会の実現にも努めてまいります。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員の皆様のご健勝とご多幸を心からお祈り申し上げます。

〈(一社)岐阜県産業環境保全協会〉

○理事会の開催

「第3回理事会」

平成27年度第3回理事会が、平成27年9月14日(月)に「ふれあい福寿会館」で開催されました。

最初に報告事項として次のことが報告されました。

(1) 会議報告

- (公社)全国産業廃棄物連合会第5回定時総会(6月12日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会平成27年度中部地域協議会第1回会長・理事長会議(7月10日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会平成27年度中部地域協議会第1回全体会議(7月10日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会平成27年度第1回マニフェスト推進委員会(7月16日開催)
- (公社)全国産業廃棄物連合会中部地域協議会環境大臣表敬訪問(7月29日)
- (公社)全国産業廃棄物連合会全国正会員事務局責任者会議(7月31日開催)

(2) 委員会報告

•総務委員会

平成27年度第2回委員会(7月27日開催)の審議結果

•研修指導委員会

平成27年度第2回委員会(7月30日開催)の審議結果

•広報編集委員会

平成27年度第2回委員会(7月30日開催)の審議結果

•適正処理委員会

平成27年度第2回委員会(7月27日開催)の審議結果

(3) 青年部会報告

- 役員会(6月10日、7月10日、8月6日開催)
- 全産連青年部協議会中部ブロック第13回通常総会(5月20日開催)
- 環境クリーン活動(7月10日開催)、チャリティーバーベキュー(7月10日開催)
- 全産連青年部協議会中部ブロック交流会(7月14日開催)
- 全産連青年部協議会第16回通常総会(7月24日開催)
- 全産連青年部協議会中部ブロック井村屋(株)施設見学研修(9月3日開催)

続いて、次の議案について審議が行われ、原案のとおり可決承認されました。

第1号議案 平成27年度予算の補正について次に、その他の事項として、「不法投棄産業廃棄物撤去奉仕結果報告」「産業廃棄物対策基金の運用状況」、「会計収支報告(7月末)」、「理事の異動」、「廃棄物処理法の見直しに関する意見募集」、「ホームページで優良認定取得会員紹介」、「会員の状況」等について説明協議が行われました。



第3回理事会

○委員会の開催

委員改選後の初の委員会が、平成27年7月27日(月)、30日(木)に開催され、委員長・副委員長の互選が行われ、下表のとおり選任されました。

このほか、それぞれの委員会では下記の事項について協議が行われました。

委員会名	委員長	副委員長
総務委員会	澤田 裕二	傍島 壽一
研修指導委員会	木村 順一	山田 輝幸
広報編集委員会	石原 幸喜	濱岡 直彦
適正処理委員会	堀 義博	杉下 武夫

・総務委員会(7月27日開催)

労働安全衛生研修会の開催について協議を行い、「労働災害を起こさないための作業手順の作り方と生かし方」について講演と演習で、11月4日(火)にグランヴェール岐山で開催することとしました。

・研修指導委員会(7月30日開催)

法令等研修会の開催について協議を行い、「産業廃棄物処理法に関する最近の話題」、「電子マニフェスト」について10月23日(金)にグランヴェール岐山で開催することとしました。次に、先進的処理施設等の視察研修会の開催について協議を行い、滋賀県蒲生郡日野町の「日に新た館」の視察を9月29日(火)に実施することとなりました。

・広報編集委員会(7月30日開催)

協会報第104号の編集方針について協議を行い、事務局案で進めることとしました。また、2016年版協会カレンダーの作成について協議を行い、2015年度版とほぼ同じ方針で作成することとしました。

・適正処理委員会(7月27日開催)

巡回指導・パトロールの実実施計画について

協議を行い、岐阜地区は10月7日(水)、飛騨地区は10月27日(火)に行うこととしました。また、飛騨県事務所等を訪問し、情報交換を行うことにしました。

○研修指導委員会の活動

先進的処理施設等視察の実施

平成27年9月29日(火)に滋賀県蒲生郡日野町にある「日に新た館」を訪問しました。

当施設は、株式会社ダイフク滋賀事業所内にあり株式会社「日に新た館」が運営するマテハン・ロジスティクス総合展示場です。

始めにナビゲータの信原さんから、当該施設の概要と運営状況説明を受けました。

その後、専任の女性スタッフから自動車組み立て実物ライン、工場や卸・小売業の配送センターでの保管管理システム実稼働、多数物品のピッキングシステム・仕分けシステムの実演などの説明案内をていねいに受けました。質問なども自由に出来て有意義な視察となりました。

終わりには、ナビゲータの信原さんから自然災害や火災などの緊急事態に遭ったときの事業継続計画(BCP)の話も聞くことも出来ました。

この視察研修は、研修指導委員会が所管する「先進的処理施設等の視察事業」の一環とし



「日に新た館」視察

て実施しているもので、今回は30名の方々が参加されました。

チャーターしたバスの車中では、事前に長谷部専務理事から今回の視察研修の趣旨や視察する施設の概要について説明を受けて視察にのぞみました。

○適正処理委員会の活動

電子マニフェスト操作体験セミナーの実施
平成27年8月25日(火)に「電子マニフェスト操作体験セミナー」を大垣市内のソフトピアジャパンセンター・ドリームコアで開催しました。

セミナーは、インターネットに接続されたパソコンで電子マニフェストのデモシステムを利用して、排出事業者の操作、収集運搬業者の操作、処分業者の操作、共通の操作を体験しながら行われました。

インストラクターは、静岡県産業廃棄物協会の瀬崎秀五氏にお願いし、セミナーには24名が参加しました。

○青年部会の動向

- 平成27年度第3回～第6回役員会(6月10日、7月10日、8月6日、9月16日開催)

環境クリーン活動、チャリティーバーベキュー、未来人の発行、部会活動報告、全産連青年部総会報告等について協議等を行いました。

- 環境クリーン活動、チャリティーバーベキュー

長良川の環境クリーン活動及びチャリティーバーベキューを7月10日岐阜市長良川河畔で開催しました。まず、長良川河畔の清掃活動を行いました。その後チャリティーバーベキューを行い募金を

募りました。集まった募金は、後日、岐阜新聞岐阜放送社会事業団を通じて寄付しました。
8月6日岐阜新聞



新聞記事 青年部会寄付

〈(公社)全国産業廃棄物連合会〉

○(公社)全国産業廃棄物連合会第1回マニフェスト推進委員会

平成27年7月16日(木)に、平成27年度第1回マニフェスト推進委員会が東京都内の「全国産業廃棄物連合会」で開催され、「電子マニフェスト運用支援事業」、「紙マニフェスト消費税増税対応」等についての説明や協議が行われました。当協会からは、長谷部専務理事が出席しました。

○(公社)全国産業廃棄物連合会全国正会員事務局責任者会議

平成27年7月31日(金)に、平成27年度第1回事務局責任者会議が東京都内の「アジュール竹芝」で開催され、「電子マニフェスト」、「許可講習会」、「産業廃棄物処理法等の改正」等についての説明や協議が行われました。当協会からは、長谷部専務理事、青山事務局長が出席しました。

〈中部地域協議会〉

○平成27年度第1回会長・理事長会議

平成27年7月10日(金)に、平成27年度中部地域協議会第1回会長・理事長会議が、岐阜市

内のホテルで開催され、意見交換等が行われました。この会議には、粥川理事長が出席しました。

○平成27年度第1回全体会議

平成27年7月10日(金)に、平成27年度中部地域協議会第1回全体会議が、中部四県の正副会長・理事長、理事等合計24名が参加し、岐阜市内のホテルで開催され、「平成26年度事業報告」、「平成26年度収支決算報告」、「廃棄物処理法の見直し」等について協議が行われました。この会議には、粥川理事長、鈴木・丹羽副理事長、堀・山田理事及び長谷部専務理事が出席しました。



中部地域協議会全体会議

○環境大臣表敬訪問

平成27年7月29日(水)に、望月環境大臣を表敬訪問し、産廃処理業界の現状・法改正等に



環境大臣表敬訪問

ついて要望をしました。中部地域協議会の中部四県会長・理事長、専務理事が出席し、当協会からは、粥川理事長、長谷部専務理事が出席しました。

〈その他〉

○産業廃棄物処理関係講習会の開催

(公財)日本産業廃棄物処理振興センターが主催し、当協会が協力する方法で開催している講習会の開催結果をお知らせします。

【特別管理産業廃棄物管理責任者の講習会】

日時・場所 7月23日(木)

ふれあい福寿会館

受講者 122名

【更新にかかる産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理収集運搬課程の講習会】

日時・場所 7月24日(金)

ふれあい福寿会館

受講者 121名

【新規にかかる産業廃棄物処理収集運搬課程の講習会】

日時・場所 9月17日(木)~18日(金)

ふれあい福寿会館

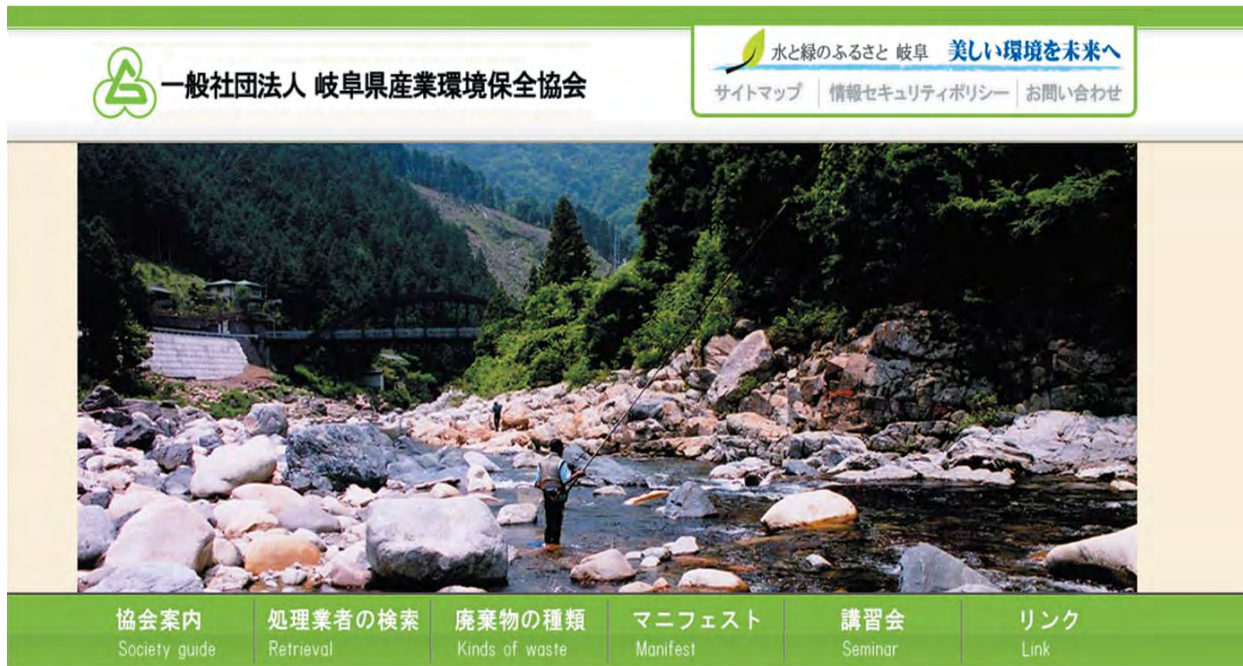
受講者 120名

会員数の状況

正会員	305
賛助会員	62
特別会員	2
合計	369

(平成27年9月30日現在)

協会のホームページで優良認定取得会員を紹介



優良産廃処理業者認定制度では、認定基準の一つに「事業の透明性」があります。これは、インターネットを利用して、処理業者の基礎情報や許可の内容などの「事業情報の公表」を行い、さらに所定の頻度で更新をするというものです。

9月からは、「事業情報の公表」を協会のホームページでもできるようにしました。

「事業情報の公表」は、優良認定を取得した処理業者に加えて、優良認定を取得しようとする処理業者にも求められています。協会のホームページでは、このどちらにも対応しています。

ぜひ、ご利用ください。

産業廃棄物処理業の許可の有効期限にご注意ください

産業廃棄物処理業の許可の有効期限は5年です。

許可は更新手続きをしないと失効します。

このようなことにならないよう、許可証の有効期限がいつになっているのか、常に注意しておきましょう。

- 当協会では、岐阜県・岐阜市の許可については、会員企業へ許可満了日到来の1年前に許可期限が到来する旨のお知らせを行って講習会の受講を促し、さらに許可期限の満了3ヶ月前に更新の手続きをお知らせしておりますが、他県の許可を取得している方は、特に細心の注意が必要となります。
- 更新許可申請には、産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会の修了証の写しを添付する必要があります。
許可申請に添付する修了証の有効期限は、原則として講習会修了日から起算して、新規講習会修了証は5年間、更新講習会修了証は2年間とされています。
(都道府県・政令市によっては、その取扱いが異なる場合がありますので、あらかじめ確認してください。)
- 許可満了日到来2ヶ月前に更新許可の申請をするためには、講習会の受講を6ヶ月前位までに済ませておくことをお勧めします。許可期限間近になっての講習会受講は、遠隔地で受講しなくてはならない場合があり、時間的にも経費的にも負担が大きくなりますので、ご注意ください。

なお、岐阜県における講習会開催日程等の詳細は、当協会まで電話にてお問い合わせください。

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会
TEL 058-272-9293

◎ 会費の納入は便利な口座振替で ◎

会費の納入に便利な口座振替を利用しませんか。

振込手数料がいきりません。

銀行などへお出かけになる手間が省けます。

支払日を気にしなくてすみ、安心です。

現在、会員の皆様に約300件のご利用をいただいております。

◆ご利用にあたって◆

1. 最初に一度手続きされれば、金融機関の口座から自動支払いができます。
2. 次の金融機関をご利用できます。その他の金融機関を利用される場合は、事務局へご確認ください。

銀 行 (十六・大垣共立)

信 用 金 庫 (岐阜・大垣・西濃・関・東濃・八幡・高山)

信 用 組 合 (岐阜商工・飛騨・益田・イオ・岐阜県医師)

農 業 協 同 組 合 (岐阜県内のすべての農業協同組合)

労 働 金 庫 (東海労働金庫)

ゆうちょ銀行 (全国のゆうちょ銀行)

3. ご連絡いただければ、預金口座振替依頼書をお送りしますので、ご記入の上ご返送ください。事務局の方で手続きします。
4. お取引金融機関の口座からの振替日は下記のとおりです。ただし、振替日が金融機関休業日の場合は、その翌営業日となります。

• 正会員

期	第1・四半期	第2・四半期	第3・四半期	第4・四半期
月 日	4月27日	7月27日	11月27日	1月27日
金 額	30,000円	30,000円	30,000円	30,000円

• 賛助会員

4月27日	30,000円
-------	---------

【お申込み・お問い合わせ先】

一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

☎ 058(272)9293 (担当:小野)

協会報への広告掲載募集

当協会では、協会報「ぎふ環境保全」(年4回発行)及び「協会要覧」(年1回発行)をしており、これに掲載する広告を募集しています。広告は協会報を通じて直接、読者の目に止まるほか、平成23年度からは協会のホームページからアクセスして最新号及びバックナンバーでも閲覧できるようになり、こちらでも広告の効果が高まっています。

是非、貴社の営業広告やイメージアップ広告としてご活用ください。なお、掲載料金は下記のようになっています。掲載の申込みは協会事務局にご相談ください。

掲 載 面	印刷形態	料 金 ()は会員外の掲載
表紙の裏面及び裏表紙の裏面	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モ ノ ク ロ	20,000円 (30,000円)
裏 表 紙	カラーのみ	40,000円 (50,000円)
本 文 中	カ ラ ー	30,000円 (40,000円)
	モ ノ ク ロ	10,000円 (20,000円)

- 注 1 1 / 2 ページの掲載の場合は上記料金の半額です。(広告原稿の版下は広告主負担)
 2 4 回の連載で申込みの場合は、10%の割引となります。
 3 表紙及び裏表紙の裏面、並びに裏表紙への掲載の申込みは、現在は受け付けていません。



〈電子マニフェストシステム(愛称: J W N E T)の加入申込み〉 —— 事業者のマニフェスト事務の効率化のために ——

1 申込み方法

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター ホームページの Web 申込フォームから申込みください。

2 利用料金

(1) 排出事業者

利用区分	A 料 金	B 料 金	少量排出事業者団体 加入料金(C料金)
基本料(1年間)	25,920円	2,160円	不 要
使用料(登録情報1件につき)	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円	32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	1,200件以上	1,199件以下	

排出事業者の加入単位 任意(排出事業場単位または排出事業場を管轄する本社、支店、営業所単位など)

(2) 収集運搬業者

(3) 処分業者

利用区分	(2) 収集運搬業者	(3) 処 分 業 者		
		処分報告機能のみ ※1	処分報告機能+2次登録機能 ※2	
			A料金	B料金
基本料(1年間)	12,960円	12,960円	25,920円	12,960円
使用料(登録情報1件につき)	—	—	10.8円	(66件まで無料) 67件から 32.4円
利用区分の目安となる年間登録件数	—	—	700件以上	699件以下

※1 処分終了報告、最終処分終了報告を行う機能のみの料金です。

※2 上記1の機能と併せて、中間処理語の残さを電子マニフェスト登録(2次マニフェスト登録)する機能の料金です。

収集運搬業者の加入単位 任意(業者単位で加入、1業者の複数加入も可能)

処分業者の加入単位 処分事業場単位(同一敷地内に中間処理施設及び最終処分施設がある場合、1事業場とすることも可能)

3 問い合わせ先

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

ホームページアドレス <http://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

サポートセンター 電話:0800-800-9023(フリーアクセス、通話料無料)

※IP電話等フリーアクセスがご利用できない場合は、03-5275-7023までおかけください。

岐阜県内の加入状況

平成27年9月30日現在

加入区分	加入者数
排出事業者	3,155
収集運搬業者	245
処分業者	139
合 計	3,539

産業廃棄物管理票(マニフェスト)等の購入について

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の購入方法】

協会事務局で直接購入する場合

窓口にて購入申込書に必要事項を記入していただき、現金と引き換えで購入してください。

発送を希望する場合

次ページの「産業廃棄物管理票(マニフェスト)購入申込書」に必要事項をご記入の上、FAXで送信をしてください。

申込書の記載内容を確認後、翌営業日(土日祝日を除く)に発送します。ただし、協会の行事、諸事情によりご希望に添えない場合がありますので、ご了承ください。

送料は着払い、産業廃棄物管理票代金は発送の際に同封する「払込取扱票」により、到着日を含め10日以内にゆうちょ銀行(郵便局)へお振込みください。なお、振込手数料は無料です。

送料について(送付先が岐阜、愛知、三重、静岡の場合)

単 票 1 箱 (1 0 0 セット入り) < すべて >	4 1 1 円
連続票 1 ケース(5 0 0 セット入り) < 直行用、建設系 >	4 1 1 円
連続票 1 ケース(5 0 0 セット入り) < 積替用 >	4 6 3 円

※会員は無料、非会員は購入者の負担

詳細につきましては、事務局までお問い合わせください。

【産業廃棄物管理票(マニフェスト)の書き方等の小冊子の購入方法】

産業廃棄物管理票((公社) 全国産業廃棄物連合会発行)、建設系廃棄物マニフェスト(建設六団体副産物対策協議会発行)の書き方等の小冊子を希望される方は、次ページ「産業廃棄物管理票(マニフェスト)申込書」の冊子欄に数量をご記入ください。マニフェストと同送いたしますので、マニフェスト代金と併せてお支払いください。

(一社)岐阜県産業環境保全協会 御中

FAX 058-272-6764

* No, _____ ~ _____

* No, _____ ~ _____

産業廃棄物管理票（マニフェスト）購入申込書

次のとおり購入しますので申し込みます。

(単票1箱=100セット入、連続票1ケース=500セット入)

管理票（マニフェスト）の区分	種類	単価(円)	数量
産業廃棄物管理票【直行用】7枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
産業廃棄物管理票【積替用】8枚綴り 公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース
建設系廃棄物マニフェスト 7枚綴り 建設六団体副産物対策協議会発行	単票	2,500	箱
	連続票	12,500	ケース

※建設系廃棄物マニフェストは、(一社)岐阜県建設業協会においても購入できます。

次のとおり産業廃棄物管理票書き方の小冊子を申し込みます。

産業廃棄物管理票（公益社団法人全国産業廃棄物連合会発行） 【直行用・積替用】の「マニフェストシステムがよくわかる本」	A5版 62ページ 1冊 110円(実費)	冊
建設系廃棄物マニフェスト（建設六団体副産物対策協議会発行）の「建設系廃棄物マニフェストのしくみ」	A4版 34ページ 1冊 170円(実費)	冊

平成 年 月 日 千 一

住 所 _____

会 社 名 _____

代表者氏名又は

取扱責任者氏名 _____

*事務局記入欄

支払	発送	払込No
方法	窓口	現金
整 理		

電 話 番 号 _____

FAX 番 号 _____

(注) *印の欄は、記入しないでください。

2015. 1

お知らせ

お知らせ

○保全協 News について

平成27年8月10日(第160号)平成27年9月28日(第161号)で会員の皆様にお知らせした内容は次の項目です。

(160号)

- 1 平成27年度「産業廃棄物処理助成事業の募集」について
- 2 「安全衛生啓発パンフレット」について
- 3 平成27年度「産業廃棄物処理業従事者能力アップセミナーの開催」について

(161号)

- 1 「マニフェストシステムがよくわかる本」平成27年版の送付について
- 2 「びわ湖環境ビジネスメッセ2015」の開催について

事務局からのお願い

会員各位

- 社名・代表者職氏名・所在地・電話番号・FAX番号に変更が生じた場合は、事務局へFAXでご連絡ください。
- ホームページを開設された場合は、ホームページのアドレスを事務局へFAXでご連絡ください。
- 電子マニフェストに加入された場合は、電子マニフェスト加入証の写しを、事務局へ送付ください。

正会員(処理業者)各位

- 岐阜県・岐阜市許可区分及び岐阜県・岐阜市許可品目の追加、削除等が生じた場合は、該当する許可証の写しを、事務局へ送付してください。
- 許可を更新された場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付してください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。
- 優良認定、優良確認を受けられた場合は、該当する許可証の写しを事務局へ送付してください。お手数ですが、許可の年月日から20日以内をお願いします。

委員長 石原 幸喜

副委員長 濱岡 直彦

各務 剛児 川合 秋男 川合 雅和 野々村 清

編集顧問

大野 安一

編集後記

地球が誕生したのは、今から45億年前と言われています。それからずっと後の700万年前になってようやく人類と思わしき哺乳類の出現を見るようになりました。その後いろいろな人種が現れましたが順次淘汰され、われわれの先祖となるホモ・サピエンスの出現はたった30万年前であったとされています。

人類が地球上に出現した700万年前から今でも存在しているものがあります。それは、空気と水と光(熱)です。この内どれが欠けても今の我々はありませんでした。これからも同じです。

生きるために絶対に必要なこの三つに我々はどれほど感謝しているのでしょうか。自分の身体をいとおしむのと同じように大切にしているのでしょうか。当り前にして毎日の生活を暮しているのが普通です。

最近、安全保障という国民の生存に最も関係する安保関連法の採否について国論が二分されています。国会では、お決まりと言おうか、またか、と言おうか、選良たるべき大人の男女が掴み合いの醜態が全国津々浦々に放送されました。国民の生命・財産を守る法律を決めるには、あのように乱闘しなければ決められないものなのでしょうか。

ひょっとして国民の安全保障も当り前と思っているのではないのでしょうか。空気や水、光と同じように絶対必要なものだけに、よくよく話し合ってもらいたいものであります。

経済活動から必然的に発生する産業廃棄物を適正に処理することを業とする我が業界にあって、処理施設の建設や運搬では、市民の理解が得られず苦勞することが多いものですが、決して乱闘で解決することはありません。それが民主主義だからです。

[言葉の宝石]

十七条の憲法（金治勇「聖徳太子のころ」より）
（現代語訳）

第一条 一にいう。和をなによりも大切なものとし、いさかいをおこさぬことを根本としなさい。人はグループをつくりたがり、悟りきった人格者は少ない。それだから、君主や父親のいうことにしたがわなかったり、近隣の人たちともうまくいかない。しかし上の者も下の者も協調・親睦の気持ちをもって論議するなら、おのずからものごとの道理にかなひ、どんなことも成就するものだ。
記 大野 安一

平成27年10月15日発行 第104号

編集発行 一般社団法人 岐阜県産業環境保全協会

理事長 粥川 長司

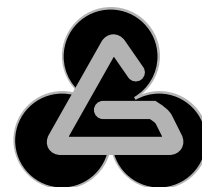
〒500-8384 岐阜市葭田南1丁目11番12号 岐阜県水産会館1階

TEL<058>272-9293 FAX<058>272-6764

<http://www.gifu-hozen.jp>

E-mail info@gifu-hozen.jp

印刷 共和印刷株式会社



協会のシンボルマーク